

- PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、小中学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機 (戸別に受信可能)

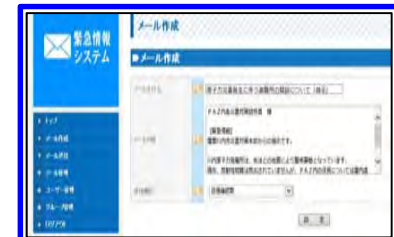


広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



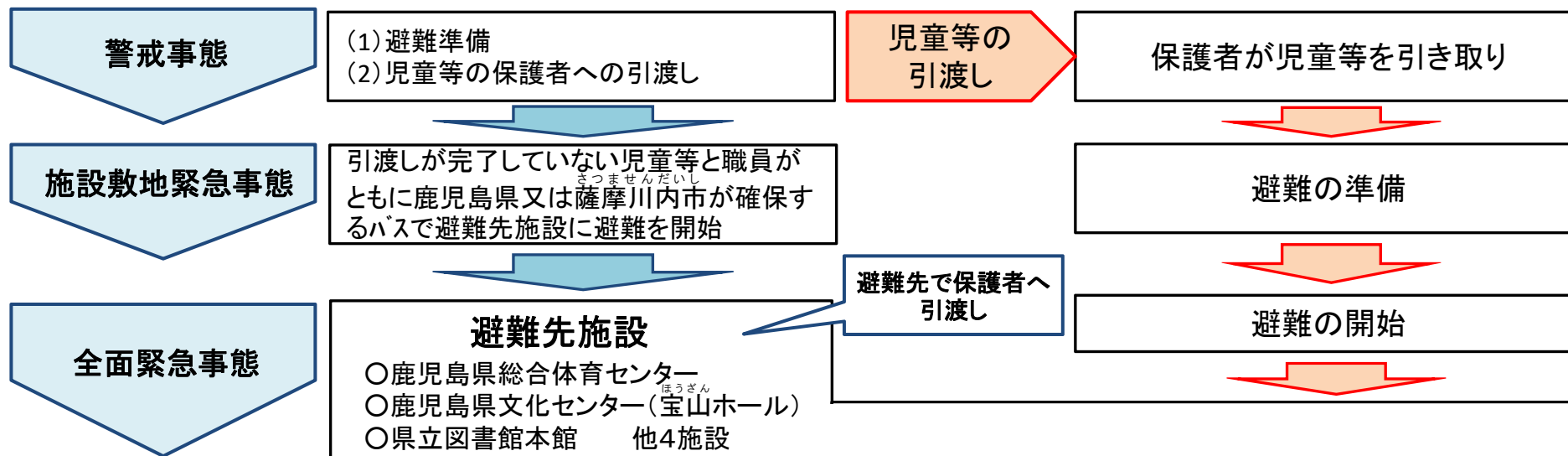
緊急情報システム

# PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の3つの小・中学校の児童・生徒(217人)及び2つの保育所の幼児(113人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

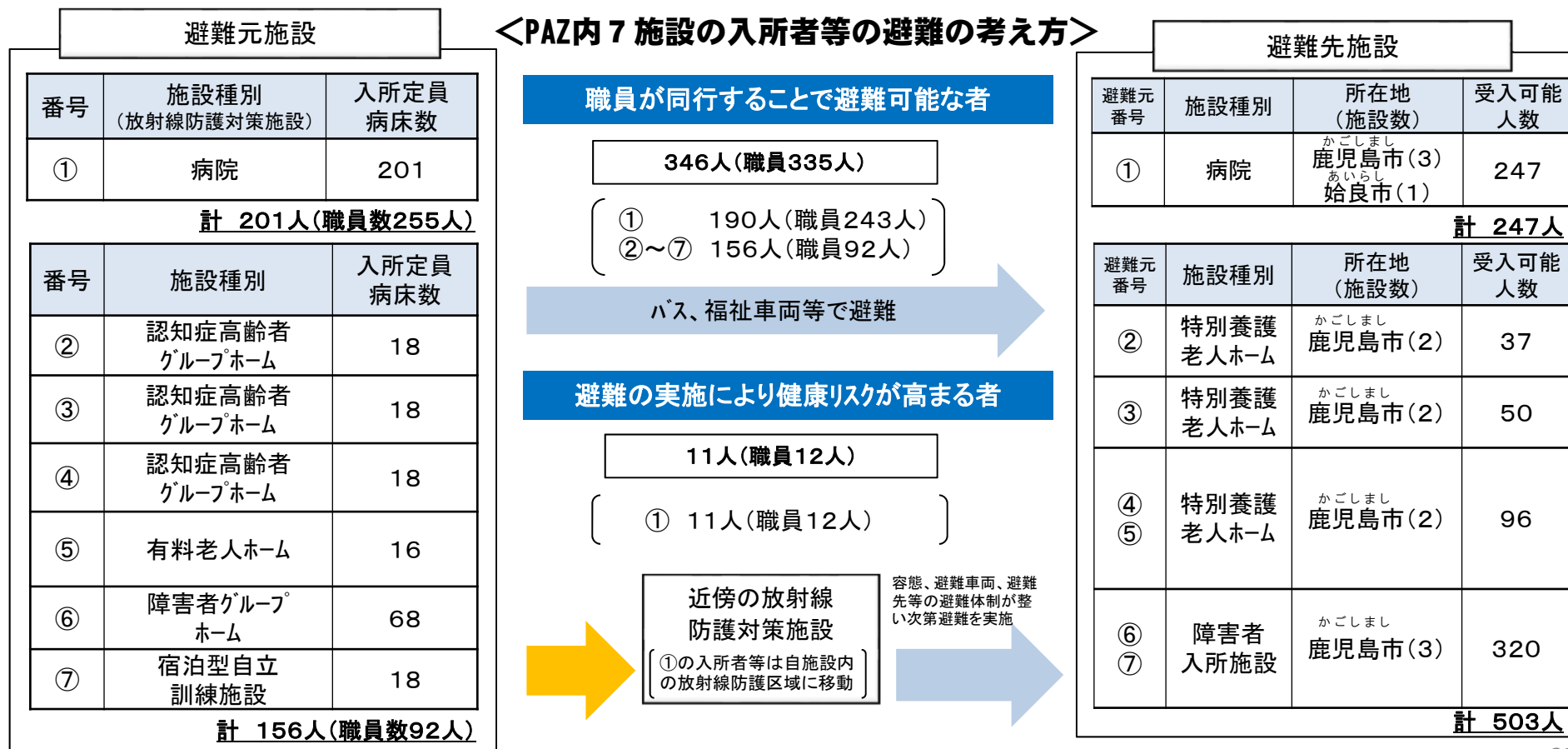
学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
水引(みずひき)小学校	124	15	139
峰山(みねやま)小学校	29	12	41
水引(みずひき)中学校	64	13	77
小計	217	40	257
水引(みずひき)保育園	58	25	83
高江(たかえ)こども園	55	18	73
小計	113	43	156
<b>合計</b>	<b>330</b>	<b>83</b>	<b>413</b>

※小・中学校の児童・生徒の人数  
令和2年5月1日現在  
※保育所の幼児の人数  
令和2年10月1日現在



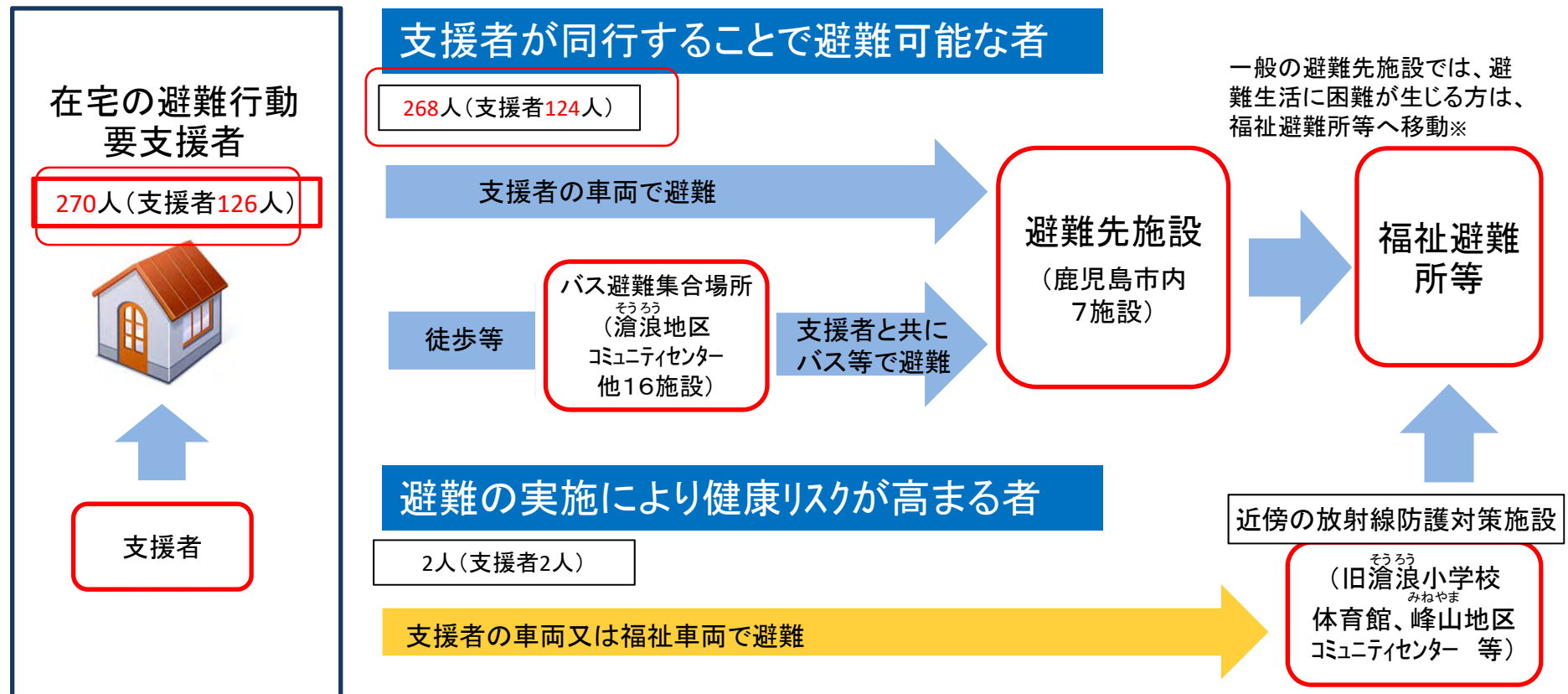
# PAZ内の医療機関及び社会福祉施設の避難先

- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設357人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- **なお**、避難の実施により健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近傍の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。



# PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者は270人。うち、126人は避難時の支援者があることを確認。残り144人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ避難。

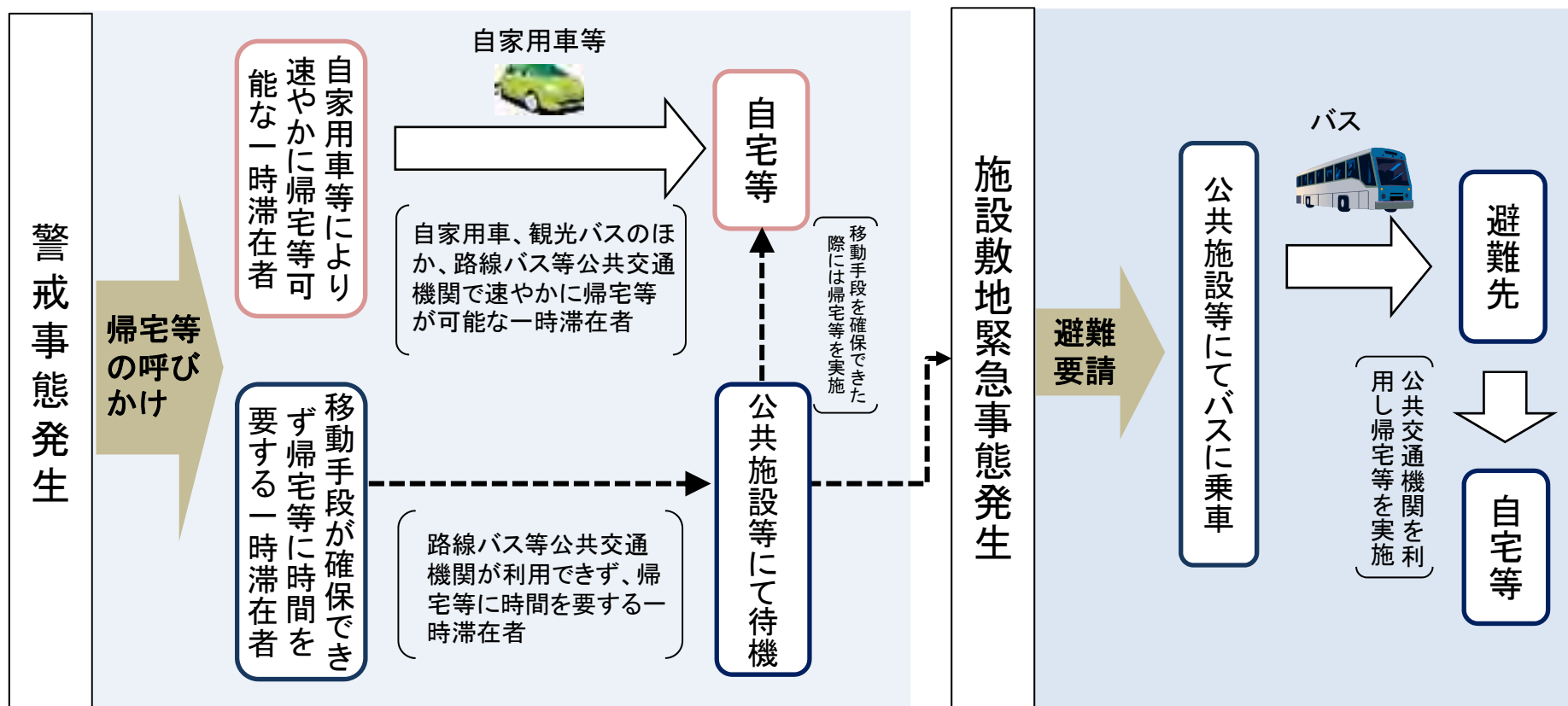


※ 県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し決定

# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市<sup>さつませんだいし</sup>は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市<sup>さつませんだいし</sup>が確保した車両により避難を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設における入場見込み人数は67人程度、民間企業(従業員30人以上)は19社(約1,900人)存在。

## PAZ内の観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)*
そうろう 滄浪地区	九州電力川内原子力発電所展示館	67

\* 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

## PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
そうろう 滄浪地区	くみさきちょう 久見崎町	4	852

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みずひき 水引地区	みなとちょう 港町	6	341
	こくらちょう 小倉町	2	74
	みずひきちょう 水引町	2	353
	ゆしまちょう 湯島町	3	193
	おうつちょう 網津町	1	34
<b>合計</b>		<b>14</b>	<b>995</b>

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みねやま 峰山地区	たかえちちょう 高江町	1	62

合計：19社1,909人

- \* 寄田地区には、従業員30人以上の規模の事業所なし
- \* 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難
- \* 出典：平成28年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計

# 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数**1,814**人(うち、支援者等**556**人を含む)について、バス**51**台、福祉車両**18**台(ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様8台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	413人 (児童330人、職員83人) (5箇所)	10台	—	—	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P24参照】
医療機関及び社会福祉施設入所者の避難	681人 (入所者346人、職員335人) (7箇所)	<b>16台</b>	—	5台	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・放射線防護対策が講じられた施設入所者については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P25参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者の輸送※3	23人 (入所者11人、職員12人)	—	—	—	・放射線防護対策が講じられた病院施設入所者(23人(入所者11人+職員12人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者の避難	<b>392人</b> (要支援者268人、支援者124人)	<b>14台</b>	8台	3台	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定 ・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 【資料P26参照】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	4人 (要支援者2人、支援者2人)	—	2台	—	・放射線防護対策施設に輸送【資料P26参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもののうち早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	294人	10台	—	—	・「乳幼児の保護者」には乳幼児がいる世帯人数を計上。 ・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定。
観光施設から避難する一時滞在者	7人	1台	—	—	・バス1台当り45人程度の乗車を想定。 ・1日あたりの観光施設の入場見込み人数67人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P28参照】
<b>合計</b>	<b>1,814人</b>	<b>51台</b>	<b>10台</b>	<b>8台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

# 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、九州電力が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※1に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		51台	10台	8台	
(B) 車両確保台数		合計51台	合計10台	合計8台	
	PAZ内の医療機関・社会福祉施設(B1)	4台	—	5台	PAZ内医療機関・社会福祉施設の保有車両台数 バス: 4台 福祉車両(ストレッチャー): 2台 福祉車両(車椅子): 7台
	九州電力(B2)	7台	10台	3台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー): 10台 福祉車両(車椅子): 6台 ※バスは、地元バス会社所有
	鹿児島県(協定に基づき調達) (B) — (B1) — (B2)	40台	—	—	保有車両台数 バス: 約1,600台

※1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施



# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、近傍の放射線防護対策施設(14施設)へ移動。
- 既存の14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計1,122人を受け入れ可能。
- **また**、これら14施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- 住民等に対し、放射線防護対策施設等について、更なる普及啓発を図る。



# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの鹿児島県及び薩摩川内市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- **また、UPZの鹿児島県及び**関係市町においても同様に、避難道路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替路線を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄**国道**及び高速国道については、国土交通省九州地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

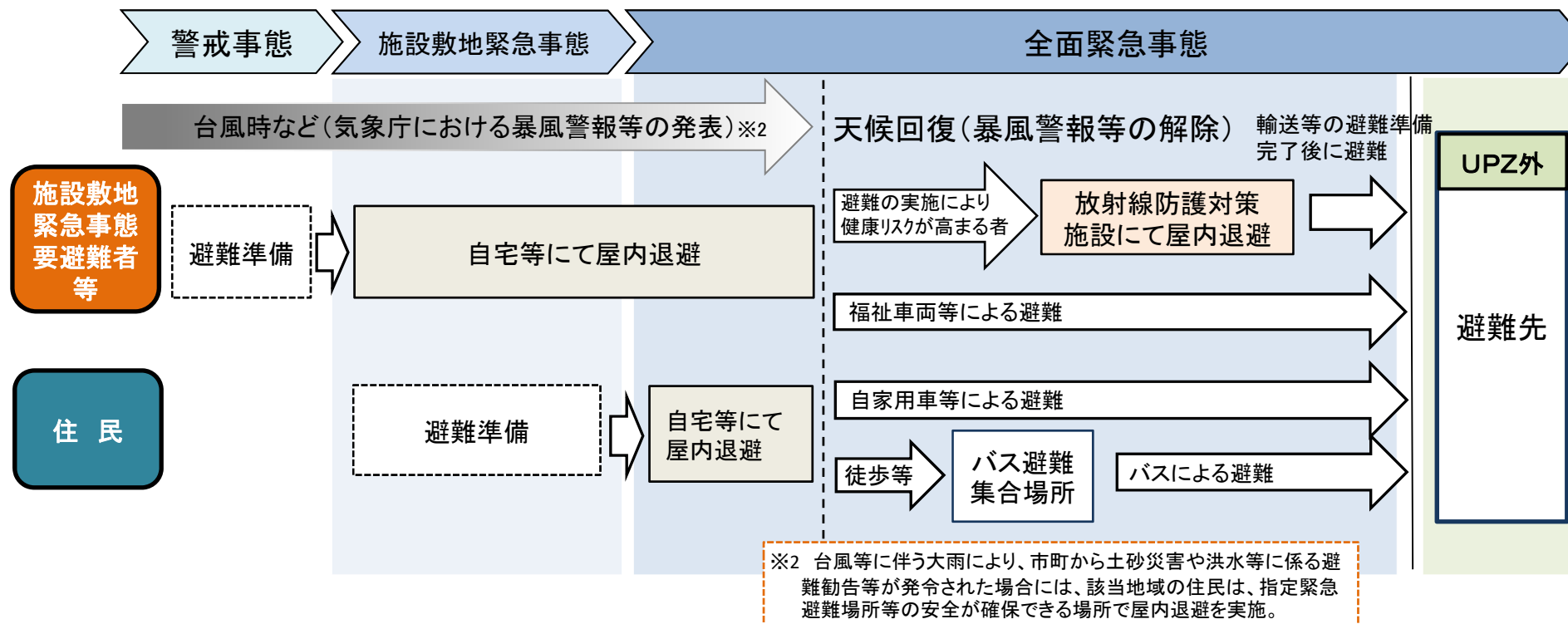


※ 不測の事態により対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する※1際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

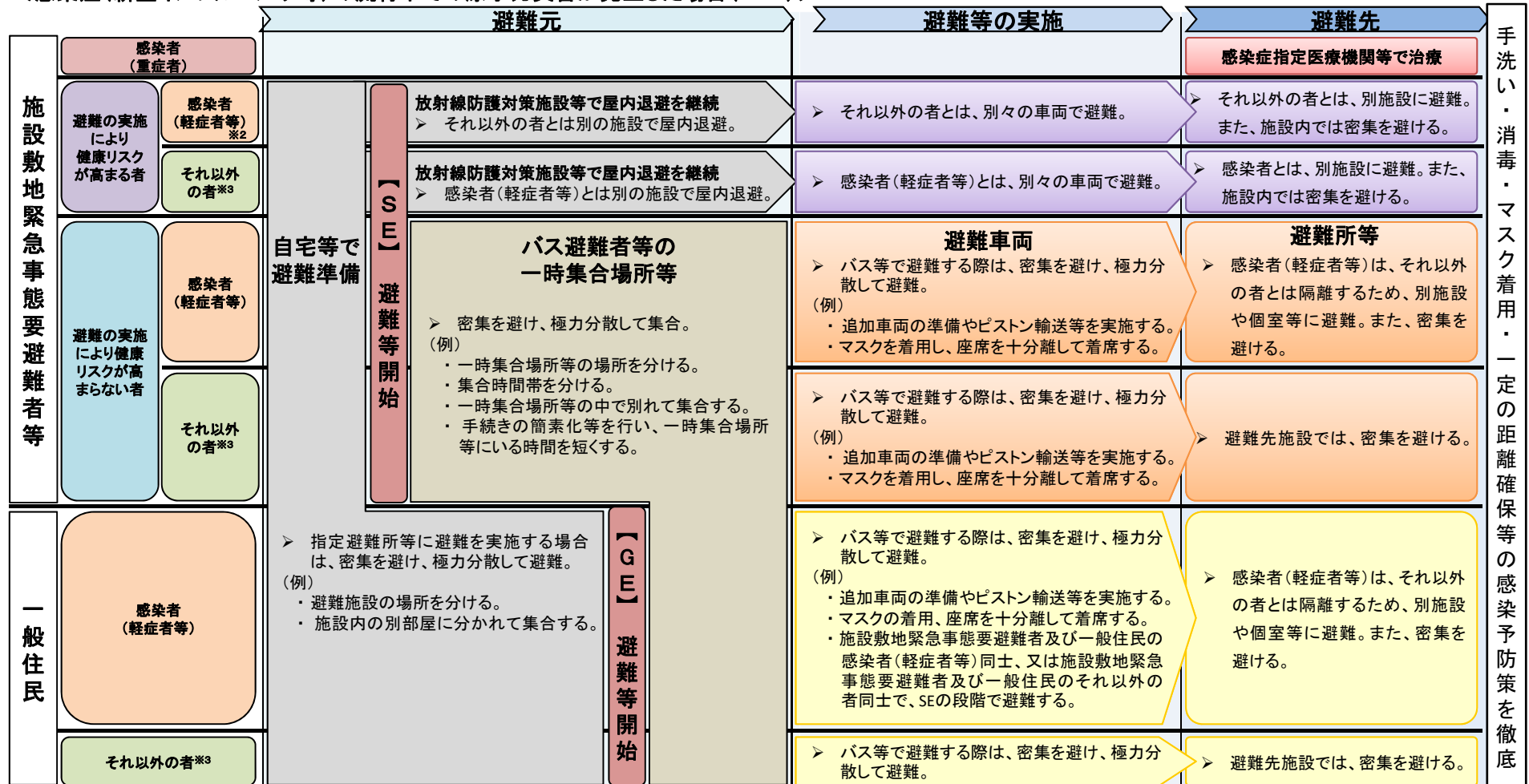


※1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

# PAZ内の住民数及び避難先

- 薩摩川内市の4地区（さつませんだいし 滄浪地区、そうろう 寄田地区、よりた 水引地区、みずひき 峰山地区）住民の避難先については、かごしまし 鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
<small>そうろう</small> 滄浪地区	374人
<small>よりた</small> 寄田地区	237人
<small>みずひき</small> 水引地区	2,376人
<small>みねやま</small> 峰山地区	1,195人
合計	4,182人

※ 令和2年4月1日現在



(凡例)  
● : 避難先施設

避難元	避難先
<small>そうろう</small> 滄浪地区	・総合体育センター-武道館
<small>よりた</small> 寄田地区	・鹿児島県文化センター (宝山ホール)
<small>みずひき</small> 水引地区	・鹿児島県文化センター (宝山ホール) ・かごしま県民交流センター ・県立図書館本館
<small>みねやま</small> 峰山地区	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高等学校体育館 ・鹿児島南高等学校体育館

- <避難方法>
- ① 自家用車
  - ② 近所の方の自家用車に同乗
  - ③ 集合場所からバス等